



暮らしと県政

告知板

△地震が発生した時の心得

地震が起こると、建物、橋、堤防などがこわれ、火災、水害、都市機能のマヒなどが起こるほか、多くの人命が失われる例が少なくありません。これらの被害をできるだけ少なくするためには、不意に起こった地震に対して各人があわてず適切に対処することが大切です。

地震が起こったとき、各人は次のような点に注意して行動して下さい。

一、テーブル、机、ベッドなど倒れる心

- 配のない丈夫な家具に身を寄せて、しばらく様子を見ること。
- 二、地震を感じたらすばやく火の始末をすること。
- 三、あわてて戸外に飛び出さず周囲の状況をよく確認して行動すること。
- 四、万一出火した場合には、初期のうち火を消すようにすること。
- 五、避難するときは、徒歩で、持物は、身軽に行動できるように最少限にとめること。
- 六、せまい路地、へいぎわ、がけの上やがけの下、石垣、ブロックべいのそばには近寄らないようにすること。
- 七、山ぎわや、がけの近くでは、山くずれ、がけ崩れに注意し、安全な場所に避難すること。
- 八、海岸近くでは津波、低地では浸水のおそれがあるので安全な場所に避難すること。
- 九、余震は本震より小さいといえるが、余震に十分注意し沈着な行動をとること。
- 十、デマに迷わず、身勝手な行動をとらず、市役所、町村役場、消防署、警察署などの指示に従って行動すること。
- 十一、各家庭では、あらかじめ、次のことを準備しておくこと。

- (一) 家の中で身をかくすところ、外の避難場所をきめておくこと。
 - (二) 名前、年齢、住所、血液型を書いた名札を用意しておくこと。
- 梅雨時から初秋までを「食中毒シーズン」といっています。確かに年間に発生する食中毒の大半は、七月から九月にかけて集中します。食中毒には、(1)細菌によるもの。(2)化学物質等によるもの。(3)自然毒によるものの三種類があります。殆んどは、細菌性によるものが一番多いため、予防対策は、細菌の増殖防止を中心とした対策が必要です。自然のうちには、さまざまな細菌等が無数に生きていますが、食中毒をおこす菌の種類は限られており、この菌が人体に病気を起こさせる量にまで増えないようにすれば、細菌性の食中毒は完全に防止することができます。しかし、これらの食中毒菌は肉眼で見ることができず、一般の腐敗菌と違って、相当量増殖しても匂い、味等に変化がありません。また、魚と腸炎ビブリオ、肉とサルモネラ菌等のように原材料の段階ですでに付着していることが宿命みたいになっているものもあります。
- 大腸菌やぶどう球菌等は、私達の周囲に介在し人間とともに生活している菌と

△食中毒と予防対策

いえます。食中毒がなかなか減少しないのもこれらが要因となっているためです。従って、食中毒を予防するには、食品衛生の三原則である「清潔」、「迅速」、「冷却又は加熱」の三点を遵守することが大事です。特に、食中毒菌の増殖には、適当な温度と水分、時間が関係しますから、調理した食品はできるだけ早く食べるように、細菌が附着しやすい生鮮食品類は、細菌が増殖しない摂氏五度をポイントにして冷蔵管理を行うことが必要です。

県では、七月から十月にかけて、細菌性食中毒の発生しやすい気象条件に達した場合、県下に食中毒警報等を発令しますので御注意下さい。

△子供を水の事故から守ろう

夏の訪れとともに、魚つりや、水遊びなど子供が水に親しむ季節になりました。子供たちの水難事故がふえるのも、毎年この頃からです。子供の特性として経験が浅く、何が危険であるかを知らない。

○遊びに夢中になって、他のことに気が付かない。

○危険からのがれる方法を知らない。

材 料 名	分量
米	1.4K
塩	大きじ1.5
酢	大きじ7
砂糖	200g
下漬このしろ	35匹
酒	大きじ3
水	大きじ4
酢	大きじ6
さとう	250g

- じ1.5を入れ混ぜて冷やす。
5. 冷えた飯に砂糖 200g 酢の素大7をよく混ぜひたしておいたこのしろを取り上げよく水を切りふきんでふき上げ飯を詰めふきんで型を整え盛り付ける。

※ 正月にも作る

1ぴき4～5きれに切り火ばちの火であぶって食べる。

わが家の手づくり

くまもと・郷土の味

(姿ずし)

(作り方)

1. このしろは背の方から割って辛めの塩で下漬をして1週間くらいおく。
2. このしろは水又は米のとき汁に2時間ほどつけて塩抜きし、2.3回水洗いする。その後水をよく切る。
3. 砂糖 250g 酒大3 酢の素大6 水大4の中に①を入れ約30分間ひたしておく。
4. 飯は少しかたくに炊き、取り上げすぐ塩大さ

といえます。したがって、子供の安全を守っていくのは大人の責任です。

ところで、昨年中の県下における子供(中学生以下)の水による死亡事故は、次のとおり幼児が圧倒的に多く、高学年齢になるにつれて少くなっています。

幼 児	小学生	中学生	計
29人	10人	0人	39人

これは、同年代の子供の交通事故死亡六名を二倍以上も上回っており、水難事故の恐ろしさを示しています。さらに場所別、状態別にみますと、

◎場所別

池	川	海	計
3人	10人	7人	39人
泉水	プール	用水路	
6人	4人	9人	

◎状態別

海辺、川辺り、用水路、池等で遊んでいて	水泳中(とり)中	魚つり	計
32人	5人	2人	39人

となっています。

このように、海岸、川べり、用水路、池付近で遊んでいるうち足を滑らせ、転落して死亡するケースが圧倒的に多く、特に、保護者がちょっと目を離れた間に、近くの川や用水路、自宅の泉水に落ちて死亡した事故が目立ちます。

今年も、五月三十一日現在で、幼児十二名が泉水や川に転落して死亡するという痛々しい事故が発生しています。これは、昨年同期と同数となっています。

主な事例としては、

- 去年七月、幼児だけが、用水路付近で遊んでいて、そのうち一人が、水深一・五メートルの用水路に転落して死亡。
- 今年二月、祖母が子守中、目を離れた間に、幼児が自宅の泉水に落ちて死亡。
- 今年二月、母親がちょっと目を離れた間に、幼児が隣の家の泉水に落ちて死亡。
- 子供をこのような事故から守るためには、
- 一、幼児は、ちょっとした間も目を離さないよう見守る。
- 二、用水路や池など危険な場所には柵をする。
- 平素から危険な場所では、遊ばせないようにする。
- 危険な場所で遊んでいる子供を見かけたら、よその子供であっても注意してやる。
- このように親が、子供に責任を持つのは勿論ですが、地域ぐるみで取組み、子供たちをこのような危険から守りたいものです。